

## 啓蒙と先入見

—1780年ベルリン・アカデミー懸賞問題からみたカントの啓蒙論—

千葉 建

### はじめに

N・ヒンスケが定式化しているように、一般にドイツ啓蒙にとって「先入見」(Vorurteil)が、それに反対して闘争がなされる「闘争理念」(Kampfideen)の一つであったとすれば<sup>1</sup>、それはカントの「啓蒙」理解にも当てはまるといえる。たとえばカントは、『判断力批判』の第40節で挿話的に「普通の人間知性の諸格率」を論じたさいに、第一の格率つまり「自分で考えること」(Selbstdenken)という「知性の格率」を「先入見から自由な(vorurtheilsfrei)考え方の格率」と呼び、そして「あらゆる先入見のうちで最大のもの」である「迷信」<sup>2</sup>からの解放を「啓蒙」と呼んでおり、彼が啓蒙を一種の先入見からの解放として理解していたことは明らかである(V 294)。しかもカントにとって先入見とは「受動的な理性に、したがって理性の他律に向かう性癖」(V 294)であるから、啓蒙とは能動的かつ自律的に知性を働かせるという「自己啓蒙」(Selbstaufklärung)にその本質があるように思われる。このことはカントが『啓蒙とは何か』の冒頭で、「啓蒙とは人間がみずから招いた未成年状態から脱出することである」と定義し、啓蒙の標語に「自分自身の知性を使用する勇気をもて!」を挙げていることから読み取れるだろう(VIII 35)。

しかしカントの『啓蒙とは何か』を注意して読み進めてゆくならば、そこには「自己啓蒙」の側面だけではなく、「他者啓蒙」(Fremdaufklärung)ないし「人民啓蒙」(Volksaufklärung)<sup>3</sup>の側面も現われている。こうした啓蒙の両側面の相互関係(あるいは緊

<sup>1</sup> Norbert Hinske, „Die tragenden Grundideen der deutschen Aufklärung. Versuch einer Typologie“ in: *Die Philosophie der deutschen Aufklärung, Texte und Darstellung*, von Raffaele Ciarfalone, Stuttgart, Philipp Reclam jun. 1990, S.407ff.

<sup>2</sup> 「迷信」(Aberglaube)とは「知性が自分自身の本質的法則によって自然の根底に置く諸規則に自然が服従しないと表象すること」(V 294)である。なお、カントからの引用は、慣例にしたがい、アカデミー版カント全集の巻数をローマ数字で、頁数をアラビア数字で記す。

<sup>3</sup> 「人民啓蒙」という言葉は、カントの諸作では『諸学部の争い』と『人倫の形而上学』に見られる。「人民啓蒙とは、自分が所属する国家に関する自分の義務と権利について人民を公共的に教示することである。ここでは常識からわかる自然的権利だけが関係するから、人民のうちでこれらの権利の自然的な告知者にして解釈者であるのは、国家に任命された官吏としての法学者ではなく、自由な法学者、すなわち哲学者である」(VII 89)。「というのも、教会とはそれ自体、もっぱら信仰に基づく制度であり、こうした臆見に基づく欺瞞が人民啓蒙によって消え去るならば、それに基づく恐ろしい聖職者権力もなくなるからである」(VI 369)。なお「人民」(populus)とは、「ある地域に集まった集合(Menge)としての人間が、一個の全体(Ganzes)を形成しているかぎり」、そうした集団を意味している(VII 311)。この全体を形成する絆が市民法(ius civile)である。

張関係)が本テキストを、その表面上の近づきやすさとは裏腹に、複雑なものにしているように思われる。

またそれに関連して、カントの啓蒙論を不明瞭なものにしているもう一つの要素がある。それはカントが啓蒙やその前提となる自由について、「有益」(nützlich)とか「有害」(schädlich)といった、いわば「実用的」(pragmatisch)な用語で議論していることである。もしカントの啓蒙論の目的が自己啓蒙に必要な「理性の自律性」を謳い上げることだけであつたとすれば、もっと「道徳的」(moralisch)な語彙で語るべきではなかったか。

もちろんこの点については、カントが啓蒙論を寄稿した『ベルリン月報』あるいはその母体である「啓蒙の友の会」(いわゆる「水曜会」)の実用主義的な性格に由来しており、カントはその読者に向けて執筆したからだと答えることができるかもしれない。たしかに「啓蒙とは何か」という問いは、『ベルリン月報』のツェルナーの論文(「婚姻を今後は宗教によって裁可しないというのは得策か」)で初めて公的に言及され、それに先だつて私的サークルの水曜会でフリードリヒ大王の侍医メーゼンによって提起されたものであつた<sup>4</sup>。しかしそもそもこの問いはなぜベルリン啓蒙のサークルで議題となつたのだろうか。

このように啓蒙の規定をめぐる議論で「人民啓蒙」とその「有益性」が話題となつた背景には、1780年のベルリン・アカデミーの懸賞問題が関係していたように思われる。その内容は「人民にとって欺かれることは有益であるか、人民を新たな誤謬に誘い込むにせよ、現在の誤謬に保持しておくにせよ」(Est-il utile au Peuple d'être trompé, soit qu'on l'induisse dans de nouvelles erreurs, ou qu'on l'entretienne dans celles où il est?)という挑発的なものであつた。この懸賞問題が、H・アードラーの主張するように「啓蒙の規定を求めるメーゼンの問いの一つの機縁」<sup>5</sup>であつたとともに、カントの啓蒙論の背景でもあつたと考えられる。

従来あまり注目されてこなかつたこの懸賞問題の観点から、カントの啓蒙論を分析することが本稿の目的である。そのためにまず、この懸賞問題の成立とフリードリヒ大王との関係を整理する(1)。次に、この懸賞問題とカントの先入見論との関連に言及し、そこでカントの先入見論を検討する(2)。最後に、以上の成果に基づいて、カントの『啓蒙とは何か』を讀解する一つの試みを行なうことにしたい(3)。

## 1 1780年の懸賞問題とフリードリヒ大王<sup>6</sup>

前述した1780年の懸賞問題、すなわち「人民にとって欺かれることは有益であるか、人

<sup>4</sup> Henri Hümpel, „Was heißt Aufklären? — Was ist Aufklärung“?, in: *Jahrbuch für die Geschichte Mittel- und Ostdeutschlands*, 1993, S. 214.

<sup>5</sup> Hans Adler, „Aufklärung und Vorurteil, oder: Philosophie und Volksbetrug“, in: *Literatur im Zeugenstand. Beiträge zur deutschsprachigen Literatur und Kulturgeschichte*, hrsg. v. Edward Bialek, Manfred Durzak und Marek Zybur, Frankfurt am Main, Peter Lang GmbH, 2002, S. 666. この点については次も参照。Eckhard Hellmuth, „Aufklärung und Pressfreiheit“, in: *Zeitschrift für historische Forschung*, S. 315-45, 1982.

<sup>6</sup> 本節は主としてH・アードラーの研究に負っている。Hans Adler (Hrsg.), *Nützt es dem Volke, betrogen zu werden? Est-il utile au Peuple d'être trompé? Die Preisfrage der Preußischen Akademie für 1780*, Stuttgart-Bad Cannstatt, Frommann-Holzboog Verlag, 2007.

民を新たな誤謬に誘い込むにせよ、現在の誤謬に保持しておくにせよ」というテーマの前身は、フリードリヒ大王とダランベールとの往復書簡に遡る。それは大きく分けて1769—70年と1777年の二期に展開されたものであった。

この問題を最初にテーマにしたのはフリードリヒ大王であった。彼は1769年11月25日ダランベール宛の書簡で、「宗教システム」のなかで成長し生活している人民が「寓話」なしでやっていけるのかと自問し、否定的に答える<sup>7</sup>。つまり彼は、人民すべてが啓蒙される可能性へのベシミズムから、人民詐欺を不可避で正統であるとみなす。それに対してダランベールは、同年12月18日のフリードリヒ大王宛書簡で、この問題はベルリン・アカデミーによって提起されるに十分値するものだと述べ、懸賞問題との関連を初めて示唆している<sup>8</sup>。そのさいダランベールは、フリードリヒ大王とは異なり、人民詐欺を否認する。ダランベールは同書簡で「私自身としては、人間にはつねに真理を教えるべきであって、人間を欺くことはけっして現実には有益であることはないと思います」と述べている<sup>9</sup>。

こうした相違にもかかわらず、両者はともに旧来の迷信に対する公然の戦いは危険であり無思慮であるとみなす点では一致している。フリードリヒ大王は、1770年4月3日のダランベール宛書簡で、「宗教改革」を根本的には正しい運動の例としてあげながらこう述べる。「どれほどの流血と大虐殺〔……〕、どれほどの戦争と荒廃が、ただ若干の信仰箇条を放棄しようとしたために生じたことか！ それらの信仰箇条を全部一緒に廃止しようとするれば、どれほどの怒りが人間を襲うことであろうか！」<sup>10</sup>

1770年には、こうした人民詐欺の問題が「先入見」の問題として主題化されるのに寄与したと思われる別の出来事が生じている。それはフリードリヒ大王の見解を批判したドゥマルセ（ドルバックの偽名といわれる）の『先入見試論』（*Essai sur les préjugés*）<sup>11</sup>が出版されたことである。本書は、もし「先入見とは検討する以前に抱かれた判断である」とすれば、「人間の宗教的意見や政治的意見は、前者〔＝宗教的意見〕は罪なしには検討できず、後者〔＝政治的意見〕は危険なしには検討できないから、すべて先入見にすぎない」<sup>12</sup>と主張し、とりわけ政治に関して「政治は人民を欺く（*tromper les peuples*）ことはやむをえないと思っている」<sup>13</sup>とあって非難している。フリードリヒ大王は同年すぐにこれに反応し、『先入見試論の検討』（*Examen du Essai sur les préjugés*）を公表して、人民自身の奇跡的なものに対する抗いがたい傾向をあらためて指摘し、先入見の不可避性と正統性

<sup>7</sup> Adler, ebd., S. XXXI. ここでさしあたり注目されるのは、この「人民詐欺」の問題が宗教的コンテクストで取り上げられている点である。カントはのちに『啓蒙とは何か』で「芸術と学問に関しては、われわれの支配者たちは臣民の後見人を演じることに関心をもっていない」と語り、啓蒙の重点を「宗教的事柄」に置くことになる（VIII 42）。

<sup>8</sup> Adler, ebd., S. XXXIf.

<sup>9</sup> *Œuvres de Frédéric le grand*. Tome XXIV, Berlin, Rodolphe Decker, 1854, S. 467. Vgl. Adler, ebd., S. XXXII.

<sup>10</sup> *Œuvres de Frédéric le grand*. Tome XXIV, S. 478. Vgl. Adler, ebd., S. XXXIII.

<sup>11</sup> Dumarsais [Paul-Henri Thiry D'Holbach], *Essai sur les préjugés, ou De l'influence des opinions sur les mœurs & sur le bonheur des hommes*, Paris, 2007.

<sup>12</sup> Ebd. S. 8.

<sup>13</sup> Ebd. S. 10.

を擁護している<sup>14</sup>。

さてその後ふたたび人民詐欺の問題をアカデミーの懸賞問題との関連で取り上げたのは、1777年9月22日のダランベールのフリードリヒ大王宛書簡である。ここでダランベールは、1779年にアカデミーの懸賞問題として出された「力の基礎」(fundamentum virium)の問題をまったく不可解だと批判し、同じ筆で人民詐欺の問題にふたたび言及している。その問題はここでは次のように定式化されている。「人民を欺くことは有益でありうるかどうか」(S'il peut être utile de tromper le peuple?)<sup>15</sup>。

フリードリヒ大王はダランベールの提案にしたがい、1777年10月16日に次のような勅命をベルリン・アカデミーの思弁哲学の部門に下す。

私は哲学的啓蒙の進歩をたえず対象にしているから、私が欲するのは、思弁哲学の部門がその懸賞の課題に、非常に面白く非常に有益な問題だけを提案することであり、そして——その部門が最近提出したあまりわかりやすすくない問題の代わりに、次の問題を用いることである。人民を欺くことは有益でありうるかどうか<sup>16</sup>。

このようにフリードリヒ大王がアカデミーに介入することは、まったく異例のことであり、アカデミーにとってはまったく予期せぬことであった。もしフリードリヒ大王の指示通り懸賞問題を差し替えるとすれば、アカデミーの面子を失うことになり、逆にもしその指示に反するとすれば、アカデミーの存続すらも危ぶまれる。そうしたジレンマ的状况で、アカデミーは何とかしてその自律性を保つべく、フリードリヒ大王側との折衝を重ねる。その結果、最終的にフリードリヒ大王側から、1777年11月5日に次のような回答が寄せられる。

1. [懸賞問題の作者として] 彼の〔フリードリヒ大王の〕名はけっして現われてはならない。
2. [原始的力についての] 哲学部門の問題は、懸賞テーマとして提出されたままであらねばならない。
3. 人民詐欺についての問題は別の年に出してかまわない。しかしその問題はアカデミーによって決定された仕方に出されるべきである。
4. 最後に、後者の〔人民詐欺の〕問題に関して受け取った提出物のうちに、なんらかの政府を攻撃する不快なものがあったとすれば、こうした提出物を考慮してはならない<sup>17</sup>。

<sup>14</sup> Vgl. Adler, ebd., S. XXXIV.

<sup>15</sup> *Œuvres de Frédéric le grand*. Tome XXV, Berlin, Rodolphe Decker, 1854, S. 95. Vgl. Adler, ebd., S. XXXIV. なおアードラーは S. 85としているが S. 95の誤りだと思われる。

<sup>16</sup> Adler, ebd., S. XXXVI. アードラーは、この書簡を書いたのはフリードリヒ大王の臣下のカットであり、本文中の「あまり」(bien) という語句はフリードリヒ大王が挿入したものと推測している。

<sup>17</sup> BBAW Archiv, I-VI-10, fol. 40r. Adler, ebd., S. XLIVf. からの引用。

こうしてアカデミーは、1と2の回答によってフリードリヒ大王から外面上の自律性を確保するとともに、3の回答によって懸賞論文の内容についても相対的な決定権を認められることになった。しかし4の回答は「検閲」という新たな問題をもたらした。これによって1749年5月11日のプロイセン検閲勅令で確立された検閲の自由を、アカデミーの文書に対しては失効させることになったのである<sup>18</sup>。4の回答はもともとアカデミー側の「大量の筋違いで劣悪な提出物を防ぐためには、新たな懸賞問題のかなり漠然とした定式化を精確にするのが得策ではないか」という質問に対するものであった<sup>19</sup>。つまりこの質問は、以前アカデミーの懸賞問題が「わかりやすすくない」と批判されたことをあてこすって、フリードリヒ大王の懸賞問題の「わかりにくさ」をいわばメタ批判したものであったが、これによってアカデミーは定式化の自由とともに検閲の強制を課されることになったのである<sup>20</sup>。

こうしてアカデミーに委ねられた懸賞問題は、当初の「人民を欺くことは有益でありうるかどうか」という定式から、最終的に「人民にとって欺かれることは有益であるか、人民を新たな誤謬に誘い込むにせよ、現在の誤謬に保持しておくにせよ」という定式に落ち着くことになった。両者の定式を比べてみれば、そこには僅かだが見逃しえない相違がある。それは人民を対格（「人民を」）でとるか、与格（「人民にとって」）でとるかという違いである<sup>21</sup>。前者の対格の場合には、人民を欺く側である「支配者」の利益が問題になっている。それに対して後者の与格の場合には、あくまでも欺かれる「人民」自身の利益が問題になっているのである。ただし人民が欺かれるためには、やはり欺く側も前提される。したがって公式の懸賞問題は、人民の利益という視点を明確に打ち出しているものの、同時にいわばその影として欺く側（＝フリードリヒ大王）の視点も内包しており、これら二つの視点の交錯のもとで考察されねばならないように思われる。

さらに両者の定式化の相違をもう一つあげるとすれば、新たに付加された「人民を新たな誤謬に誘い込むにせよ、現在の誤謬に保持しておくにせよ」という言葉に見られるように、新たな定式化では「現在」だけではなく「将来」も射程に入れた考察が求められている点である。このように1780年の懸賞問題は、啓蒙から排除される可能性のある「人民」の問題を軸に、身分や世代に応じて異なるさまざまな「利益」を考慮するという課題を突きつけたのである。

## 2 1780年の懸賞問題とカントの先入見論<sup>22</sup>

こうしたベルリン・アカデミーの懸賞問題に対して、カントはいかなる見解を抱いていたのであろうか。近年の研究でつとに指摘されるように、カントがベルリン・アカデミー

<sup>18</sup> Adler, ebd., S. XLVf.

<sup>19</sup> Adler, ebd., S. XLIV.

<sup>20</sup> ただしアードラーによれば、フリードリヒ大王の禁令は「二重の予防的検閲」とでも呼びうるものであって、実質的には（上からの支援をともなった）アカデミーの「自己検閲」に等しいものとされる。Adler, ebd., S. XLVI.

<sup>21</sup> Adler, ebd., S. XLVIII..

に提出して次点を獲得した初期の『自然神学と道徳の原則の判明性』（1764年）から、未完に終わった晩年の『形而上学の進歩に関する懸賞論文』（1804年）に至るまで一貫してベルリン・アカデミーの懸賞問題に関心をもっていたことは明らかである<sup>23</sup>。そうだとすれば、彼が1780年の懸賞問題についても当然熟知していたものと考えられる。実際、この懸賞問題に対するカントの発言と解されうる一節が、カントの依頼でイエッシェの編集した『論理学』（1800年）に見られる。

先入見を存続させることや、それどころか先入見を促進することは、善いことで得策であるか。われわれの時代にこうした問いが、とりわけ先入見の促進に関する問いがなお課されうるとは、驚くべきことである。だれかの先入見を促進することは、善い意図においてだれかを欺くのとまさに同じことを意味するのである。先入見に触れないでおくことはまだ我慢できよう。というのも、だれがあらゆるひとの先入見を暴露し除去することに従事できようか。しかし、あらゆるひとの先入見の根絶に全力をあげて働くことが得策でないのかどうかは、また別の問題である。もちろん、古くて根深い先入見は克服するのが困難であり、なぜなら、そうした先入見はみずから自己弁護し、いわば自分自身の裁判官だからである。またひとは先入見を根絶したら損害が生じてしまうであろうとあって、先入見の存続を弁護しようとする。しかしひとはこれらの損害を許容すべきであり、後にそれらの損害はそれだけ一層多くの善をもたらしてくれるであろう。(IV 80f.)

ここでカントはアカデミーの懸賞問題を「先入見」の問題として捉え返している。そしてアカデミーの課題に沿って、先入見の「存続」(＝「人民を現在の誤謬に保持しておく」)と「促進」(＝「人民を新たな誤謬に誘い込む」)の問題に分けて考察している。カントに

<sup>22</sup> カントが「先入見」の問題を主題的に論じたのは、1755-56年冬学期から1796年夏学期の40年間にわたって行なった一連の「論理学講義」においてである。1765年の『1765-66年冬学期講義計画公告』では、論理学について「先入見と誤謬の国から、いっそう啓蒙された理性と学問の領域に移ろうとする学生が行なわなければならない……検疫」(II 310)と語られ、先入見と啓蒙との連関がすでに示唆されている。周知のように、カントは論理学講義をマイアーの『論理学摘要』を定本にして行なったのであり、カントの先入見論もさしあたりマイアーからの影響と離反によって形成されてきたものである。そしてW・シュナイダースが主張するように、カントでは人民啓蒙の問題も「見たところすでにプロイセン・アカデミーの懸賞問題よりも前に議論され、しかし後にはそれをはっきりと示唆しながら議論された」ものであるように思われる。Werner Schneiders, *Aufklärung und Vorurteilstheorie. Studien zur Geschichte der Vorurteilstheorie*. (Forschung und Materialien zur deutschen Aufklärung. Abteilung II, Bd. 2.), Frommann-Holzboog Verlag, Stuttgart-Bad Cannstatt, 1983, S. 303. ただしこうしたことを論証するためには、論理学講義に関連する諸テキストの年代確定や真正性の問題等を解決しなければならないため、われわれはここではその問題に深入りせず、論理学講義でのカントの先入見論をアカデミーの懸賞問題との関連に限って考察することにした。

<sup>23</sup> 松山壽一氏は『判明性』以前の論文についても、「処女作のみは間接的だとしても、そのことごとくがアカデミー、特にベルリン・アカデミーの懸賞課題と関連し、それに沿ってテーマ設定がなされている」と指摘している。『カント全集I』岩波書店、2000年、392頁。

よれば、新たに先入見を促進することは、「われわれの時代」すなわち啓蒙の時代には問題外である。それは善かれと思って相手を欺すという悪事を行なう遂行的矛盾であり、「善い」ことではありえない。そしてそのことをわれわれが認識してさえいれば、先入見の促進を思いとどまることはいつでも実行可能であり、それ以外の点を考慮する余地はないのである。それに対して、すでに存在している先入見、その意味でわれわれが創始者ではない先入見をそのまま存続させておくことは、たしかに「善い」ことではないが、しかしわれわれにとってすべての先入見を一度に廃止することは実行不可能である。こうしてわれわれの実行のさいに裁量の余地が残されていることから導入されるのが、「得策」(rathsam) かどうかという「思慮の忠告」(Rathschläge der Klugheit) (IV 416) の実用的な視点である。ここでカントがあくまで主張するのは、先入見のもたらす損得を考慮するさいには現在だけではなく将来も視野に入れるべきだということである。そうした長いスパンのもとで見れば、先入見を存続させるよりも廃棄しようと努めることのほうが、人民にとって「得策」なのである。

もちろん、先の引用で「だれがあらゆるひとの先入見を暴露し除去することに従事できようか」と述べられていたように、カントはあらゆる先入見を除去することが容易だとは考えていなかった。それにはカントの先入見論の別の側面も関係しているように思われる。それはカントが、マイアーに倣って<sup>24</sup>、先入見が内容的には真であることが可能であり、したがって先入見をすべて誤りだとみなす「先入見に対する先入見」に基づいて、すべての先入見をいきなり拒否してはならないと考えていたことである。「だからひとは、すべての各々の先入見をすぐさま直ちに拒否してしまわないよう十分に用心しなければならず、ひとはその先入見をまずは吟味して、もしかしたらそこになお善いものが見いだせるのではないかどうかを十分に探究しなければならないのである。ひとは実際また他方で、先入見そのものに対する一種の先入見 (eine Art von Vorurtheilen wieder die vorurtheile selbst) を見いだすことができるのであり、それはひとがすぐさま直ちに、先入見によって成立したもののすべてを拒否する場合である」(XXIV 169)。したがって啓蒙が一度に実現されえないのは、先入見を批判するさいにつねに真理の可能性を探究する慎重さが要求されるからでもありえよう<sup>25</sup>。

また先の引用では、先入見の根深さが指摘され、そのさい先入見が「みずから自己弁護し、いわば自分自身の裁判官」であると述べられていた。そうだとすれば、先入見は「不正な裁判官」と言うべきであろう。さらにカントは「裁判官」の比喻を用いて、「判断＝

<sup>24</sup> マイアー『論理学摘要』「第169節 事柄の真偽はわれわれの洞察には依存していないから、1) われわれが先入見によって〔真として〕受け容れるものが偽であることもあれば、われわれが先入見によって〔偽として〕拒否するものが真であることもありうる」(XVI 401f.)。

<sup>25</sup> これもマイアーが『論理学摘要』第168節で先入見を「性急さ」(Übereilung) によって理解したことに関係がある。「われわれがある種の認識を受け容れたり拒否したりするとき、われわれがこれを行なうのは、真や偽のいくつかの徴表を認識しているからか、それとも、これらの徴表のどれもまったく認識していないからか、いずれかである。後者の場合、われわれは性急であり (praecipitantia)、われわれが性急さから受け容れたり拒否したりする不確実な認識は、懇請された認識、先入見、あらかじめ抱かれた意見 (praecaria cognitio, praeiudicium, praeconcepta opinio) である」(XVI 397ff.)。

判決」(Urtheil)と「先入見」(Vorurtheil)との関係について次のようにも語っている。「われわれは知性によってのみ判断する。それゆえ先入見では、判断の前つまり知性との比較の前に知性のはたらきを導く根拠を含むなものかが先行しているにちがいない。それはちょうど、不公平な裁判官が、根拠を聞き終わらないうちに、自分が何を宣告すべきかを知っているようなものである」(XVI 403f, N. 2521)。先入見があると、「知性との比較」つまり「反省」(Überlegung, Reflexion)以前に判断を下してしまうことになる。先入見のこの無反省性(ないし無思考性)こそ、先入見の一番の問題点である。それゆえ先入見による判断の問題性は、その帰結のうちよりも、むしろそのプロセスのうちに現われているのである<sup>26</sup>。

カントはこうした先入見の無反省性の構造を「予備的判断」(vorläufiges Urtheil)との対比において分析している。両者ともその内実は「私見」(Meinen)すなわち「主観的にも客観的にも十分ではない認識根拠に基づく信憑」(IX 66)であるにすぎない。しかしこのすぎないという意識を伴うかどうか、予備的判断と先入見との境界をなしている。カントの説明によれば、予備的判断とは、「ある事柄が真であることに反対するよりも賛成する根拠のほうが多く存在してはいるが、この根拠は直ちに真理に賛成することを決断する規定的ないし決定的な判断のためにはまだ十分でない」と私が表象する判断」であり、それゆえ「たんに蓋然的でその〔蓋然的という〕意識を伴った判断」である (IX 74)。それに対して先入見とは、「原則と解されるかぎりでの予備的判断」(IX 75)であり、したがっていまだ私見にすぎない予備的判断の無根拠な原則化ないし過剰な一般化である。反省してみれば、つまりある認識をその起源である認識能力(感性や知性)と照らし合わせてみれば、その判断がいまだ根拠不十分な予備的判断にすぎないことがわかるはずなのに、反省せずにその判断を「規定的判断」ないし「原則」として妥当させようとするのが先入見の問題点なのである。

それでは先入見の原因、そうした「反省の欠如」の原因は何か。カントはさしあたり「先入見の主要な源泉」として「模倣、習慣、傾向性」の三つをあげている (IX 76)。なかでもカントは「模倣」に議論を集中させている。模倣は、「他人が真と称したものを真とみなす強力な根拠」であり、そこから生じるのが「世間のみんながしていることは正しいという先入見」である (IX 76)。カントはまた模倣から生じる先入見を、「理性の受動的使用に向かう性癖、あるいは、法則のもとでの理性の自発性のかわりに理性のメカニズムに向かう性癖」(IX 76)とも呼んでいる。しかしどうして本来は「能動的=活動的」であるはずの理性が「受動的」にそのメカニズムに身を委ねることになってしまうのか。その原因は「人間の惰性 (Trägheit)」にあるとカントは主張する。

しかしきわめて多くの人間の惰性は、自分自身の知性の力をはたらかせるよりも、他人の足跡についていくほうがよいことにしてしまう。そうした人間たちはいつでも他人のコピーとなることしかできないのであり、そしてもしもすべての人間がその種の

<sup>26</sup> したがってカントにとって先入見とは、誤った判断そのものではなく、誤った判断へと知性を導く「根拠」であり、誤った判断を導出する「原理」を意味する。「あらゆる先入見は誤った判断の原理と見なされるべきであり、先入見から生じてくるのは先入見ではなくて誤った判断である」(IX 75)。

人間であったなら、世界は永遠に同一の場所にとどまってしまうであろう。したがって若者を、通常行なわれているように、たんなる模倣に止めておいたりしないことが、きわめて必要であり重要である (IX 76)。

ここに至ってカントの先入見論と啓蒙論との連関がきわめて明白になったといえよう。たしかに先入見の原因は模倣や習慣や傾向性といった感性的要因である。しかしそうした要因に身を委ねてそれ以上反省しないという態度それ自体は、人間自身によって選択されたものである。その意味で先入見の真の起源は、自分の惰性に身を委ねて自分で考えようとしない人間自身の怠惰と臆病にあるというべきである。怠惰と臆病こそが啓蒙の停滞する原因であるとするカントの啓蒙論は、私見を大事にしながらもその性急な原則化は批判する先入見論の土壌のうえで成長したものであり、それは世界の別様の在り方を理性的に探究するための論理 (あるいは倫理) なのである。

### 3 自己啓蒙と人民啓蒙

啓蒙という観点からカントの先入見論とベルリン・アカデミーの懸賞問題との関係をあらかじめ整理するとすれば、カントの先入見論はとりわけ「自己啓蒙」の側面を主題化したものであり、それに対してベルリン・アカデミーの懸賞問題はカントに「人民啓蒙」の問題を改めて考察する機縁を与えたものだったといえる。とくに後者では人民と統治者あるいは「下からの啓蒙」と「上からの啓蒙」の関係が問題とされたのであった。本節ではこれらの視点からカントの『啓蒙とは何か』を分析し、その意義を再構成してみたい。

カントの啓蒙論は「人間がみずから招いた未成年状態から脱出すること」(VIII 35) としての「自己啓蒙」なくして「人民啓蒙」はありえないという点では一貫しているといえる。しかし自己啓蒙は人民啓蒙から完全に独立しているわけではない。人民啓蒙はいわば自己啓蒙を支持 (あるいは阻害) する条件ないし環境として作用するものだと考えられる<sup>27</sup>。したがって人民啓蒙の進んでいないところ、つまり後見人たちが人々を未成年状態にとどめておこうとするところでは、個人は自分で考えることの負担をみずから引き受けようとはしないので、「各個人にとって、ほとんど自然となった未成年状態から脱出することは難しい」(VIII 36) のであり、それに成功するのは「ごくわずかのものにすぎない」(VIII 36) ことになる。

啓蒙されていない状況下で啓蒙を目指そうとする個人の絶望的な努力が成功する見込みに比べれば、この状況そのものを変えてゆくことが可能であるとカントは考える。「しかし公衆が自分自身を啓蒙することのほうがむしろ可能であり、それどころか公衆に自由を許しさえすれば、それはほとんど不可避である」(VIII 36)<sup>28</sup>。しかしそれが最終的には不可避だといっても、公衆の啓蒙がすんなりと実現するわけではない。「根深い先入見」が公衆の啓蒙に抵抗してくるのである。ここでカントは、何人かの後見人たちが啓蒙に目

<sup>27</sup> カント自身の表現では「精神」(Geist) がそれに当たる。「自分で考える人々は……どんな人間も固有の価値と自分で考えるという使命をもっていることを理性的に評価する精神を周囲に広めてゆく」(VIII 36)。「自由の精神」(VIII 41) も同様である。

覚めて自分で考えることを周囲に広めようとするのに対して、他方の若干の後見人たちが啓蒙に反対してくる場合を想定して、次のように述べる。

以前に後見人たちによってこのくびきのもとに繋がれてきた公衆は、みずからはあらゆる啓蒙の能力をもたない若干の後見人たちに唆されると、後に〔啓蒙に目覚めた〕後見人たちをそのくびきのもとにとどまるよう強制しさえするのである。先入見を植えつけることはそれほど有害である。なぜなら先入見は、その創始者が自分であっても、自分の前任者であっても、結局は本人自身に復讐してくるからである (VIII 36)。

啓蒙に目覚めた後見人にとって、公衆に先入見を植えつけ人民を欺くことは、自分が新たに先入見を創始し促進する場合でも、前任者が創始した先入見を存続させる場合でも、啓蒙を疎外する要因になり「有害」である (VIII 36)。ただでさえ啓蒙に賛成する後見人と反対する後見人との狭間に揺れる「公衆はゆっくりとしか啓蒙に到達しえない」のであり、たとえ「革命」(Revolution) が起こっても、「考え方の真の改革」としての公衆啓蒙は実現されず、むしろ「新しい先入見が、古い先入見と同様に、無思慮な大衆の習歩紐として使われるであろう」(VIII 36)。それゆえ啓蒙に目覚めた後見人はできるだけ先入見を克服してゆくよう努めるべきなのである。

ただしここで注意すべきことがある。それはここでは「先入見の有害性」があくまでも「啓蒙」を基準にして語られていることである。それはカントの論文が「啓蒙とは何か」というテーマから出発しているからでもあるだろう。しかしそもそも「啓蒙」それ自体が有害なのではないか。そう問い返すこともできよう。たとえ公衆の啓蒙が可能であり、場合によっては不可避であるとしても、それは本当に善いことなのだろうか。むしろ公衆を「未成年状態のくびき」(VIII 36)のもとにとどめておくほうが得策ではないか。ここには1780年のベルリン・アカデミーの問題が潜んでいるように思われる。

実際カントの議論はここで転換を遂げているように見える。つまり、こうした公衆啓蒙のために必要とされるのが「自由」であるとされ、なかでも「自分の理性をあらゆる点で公共的に使用する自由」が「最も無害な (unschädlichste) 自由」として要求されるとき (VIII 36)、この無害さは（もちろん啓蒙にとってではなく）政府にとってのものである。こうしていまや啓蒙が人民だけではなく政府にとっても有益であるか(あるいは無害であるか)が考察の対象となるのである。

七七

<sup>28</sup> カントがここで「人民」ではなく「公衆」(Publicum) という言葉を用いている点に、彼の概念上の戦略があるように思われる。カントは啓蒙論文で「大衆」「後見人 (= 牧師・医師・法律家などの専門官僚)」「君主」の三者関係を主題化しているが、「公衆」は前二者について論じるさいに使用しており、「公衆」の領域を統治の領域から用語のうえで独立させている(統治の観点から人民が名指されるときは「臣民」(Untertan) と呼ばれる)。そして「公衆」は本論文ではさしあたり「大衆」と同一視されるが、その後「本来の公衆」(VIII 37f.) と呼ばれるさいには「後見人」も含めた全人民がその語のもとで理解されるようになる。こうしてカントは「公衆」という言葉によって統治の領域からの相対的独立性を表現することで、人民は啓蒙されないものだという社会階層的な先入見を回避するとともに、「公衆」を全身分へと開かれたものにするのが可能となっているのである。

政府にとって啓蒙の有害性として想定されるのは、「議論するだけで、服従しない」という危険性である。これに対してカントは、周知のように「理性の公共的使用」と「理性の私的使用」とを区別し、議論と服従とが両立しうることを示すという戦略で答える(VIII 37)。つまり、公共的に学識者として無制限に議論してよいのはあくまでも職務外のことであり、職務中は私的に所属する共同体の業務を妨げるような議論は控えて仕事に専念しなければならない、というわけである。ここでカントは、たしかに理性の私的使用の場面では受動的に振舞わなければならないとしているが、しかしここでも組織の運営のためには「ある種のメカニズムが必要」(VIII 37)であるという理性的な洞察に基づいて服従するというべきであり、それゆえ啓蒙は議論するだけでなく、服従することも正当化するといえよう。こうしてカントは理性の私的使用と公共的使用を区別し、国家の治安に関係する「理性の私的使用」には制限を認める一方、それに抵触しない「理性の公共的使用」には無制限の自由を認めさせることで、啓蒙が統治にとってさしあたり「無害」であることを主張するのである<sup>29</sup>。

しかるに、もし君主がこの境界線を踏み越えて、理性の公共的使用の領域に介入してくるとすれば、それは君主にとって「みずからの威厳に損害を与える」(VIII 40) ことになり、つまり「有害」であるとカントは指摘する。人民にとって、理性の公共的使用の領域を閉ざし、啓蒙を完全に放棄してしまうことは、啓蒙という「人間性の神聖な権利」(VIII 39)を侵害することであり許されない。ましてや、立法上での君主の威信は「全人民の意志をみずからの意志のうちに統一していること」(VIII 40) に存するから、「人民ですら自分自身について決定してはならないことを、君主は人民について決定してはならない」(VIII 39f.)。つまり君主は、みずからの限界を自覚して、何が善い法や制度であるかについては人民の公共的な議論に委ねるべきなのである。

こうしてカントは『啓蒙とは何か』で最終的には、自由な思考のための空間を開いておくことが政府にとって「無害」なだけでなく「有益」でもあると主張することになる。

この〔自由な思考に向かう性向と使命の〕反響はしだいに人民の感じ方に及んでゆき(これによって人民は行動する自由の能力を徐々に身につけてゆく)、そしてついには政府の原則にさえも及ぶのであって、政府はいまや機械以上である人間をその尊厳にふさわしく処遇することが、自分自身にとって有益(zuträglich)だと認めるのである(VIII 41f.)<sup>30</sup>。

ここに至って先入見批判としての啓蒙は政治的な射程をあらわにしている。こうして啓蒙をめぐるカントの返答は、本来の名宛人であるフリードリヒ大王に対するメッセージでも

七  
六

<sup>29</sup> これは言い換えれば、カントが私的使用に関してはいわば「身分別の啓蒙」を容認しているのに対して、公共的使用に関しては「普遍的な啓蒙」(allgemeine Aufklärung) (VIII 40) を志向しているということを意味する。

<sup>30</sup> 人民啓蒙が統治者自身の利益になるという同様の議論は、『世界市民的見地における普遍史の理念』の第八命題にも見られる(VIII 28)。

あったことが明らかになるのである<sup>31</sup>。

これまで見てきたように、「人民啓蒙」やその「有益性」というこうした答えの枠組みを提供したのがベルリン・アカデミーの懸賞問題だったのであり、こうしたコンテキストに照らして初めてカント啓蒙論を理解することが可能になるといえよう。

---

<sup>31</sup> 啓蒙論文に登場するフリードリヒ大王への言及（VIII 40）はこうした背景から理解されうるだろう。

## Aufklärung und Vorurteil. Kants Aufklärungsverständnis aus der Sicht von der Preisfrage der Berliner Akademie für 1780.

Ken CHIBA

Die vorliegende Arbeit beschäftigt sich mit der Erklärung des Verhältnisses zwischen Aufklärung und Vorurteil bei Kant. Sie untersucht dabei die Beziehung des Kantschen Aufklärungsverständnisses zu der Preisfrage der Berliner Akademie für 1780, die lautet: „Est-il utile au Peuple d’être trompé, soit qu’on l’induisse dans de nouvelles erreurs, ou qu’on l’entretienne dans celles où il est?” Sie macht dadurch deutlich, dass diese Frage des Volksbetrugs auch Kants Beantwortung der Frage nach der Aufklärung bedingt.

In dieser Arbeit wird zuerst festgestellt, dass der Friedrich der Große für die akademische Preisfrage von 1780 eine große Rolle gespielt hat. Dann wird Kants Auffassung vom Vorurteil aus ihrem Zusammenhang mit dieser Preisfrage erklärt und dadurch die innere Beziehung zwischen Vorurteilskritik und Aufklärung erwiesen. Schließlich wird versucht, Kants Aufklärungsaufsatz aus der Problematik des Volksbetrugs zu analysieren.